

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布されたことにより、国及び学校に「いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定する義務が課されました。

春日丘中学校におきましては、以前より「見逃しのない観察」「手遅れのない対策」「心の通った指導」を徹底し、いじめのない学校づくりを進めてまいりましたが、さらに一層「いじめのない、規律ある学校風土」をめざし、ここに「学校いじめの防止等基本方針」を作成いたします。

京都市立春日丘中学校

令和2年4月

※新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう休校措置により、年間計画等、一部の予定に変更の可能性があります。

令和2年度 京都市立春日丘中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条を基に、平成29年3月14日の国による「いじめ防止等のための基本的な方針」改定、またそれに伴う京都市の現状分析、さらに京都市いじめ防止等取組指針に基づいて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題（※）である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員

管理職・生徒指導部長・補導主任・学年主任・スクールカウンセラー・（スクールソーシャルワーカー）

(2) 役割

- ・ 管理職を構成員として、重要事案にも即座に対応する。
- ・ 生徒指導部長と学年主任を構成員とし、全教職員の共通理解と全校体制で指導を行う。
- ・ スクールカウンセラーや必要に応じてスクールソーシャルワーカーを構成員として、当該生徒の心のケアを支援しつつ、場合によっては、医療機関や児童相談所等関係機関との連携を図っていく。
- ・ 教職員はいじめが発生している情報を、管理職、学年主任、補導主任、生徒指導部長等いじめ対策組織に報告し、組織的に情報共有を行う。教職員はいじめに係る情報を一人で抱え込むことは、法に違反することを認知している。

(3) 開催時期

- ・ 月に複数回実施。

(4) 周知方法

- ・ 年度初めの学年集会、入学式、学校だより、HP等を活用し、対策委員会の周知を図る。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

① 学習環境整備

- ・「掲示物の工夫」「清掃活動の徹底」「校門付近のプランターなど園芸活動」「学年階段踊り場や廊下に前向きにとらえることができる掲示物」等、学校、学年、学級が「心地よく落ち着ける空間であることを目指す。

② 授業改善

- ・「わかる授業」「小集団での主体的な交流活動」「生徒指導の三機能を活かした規律ある授業づくり」等、授業の中で疎外感等を感じさせない工夫ができることを目指す。

③ 道徳・人権学習

- ・「考え、議論する道徳教育」「社会性、規範意識の育成」「人権尊重の取組」等、すべての教育活動を通じて、生命や人権を大切にする豊かな心を育てるとともに、道徳教育をさらに充実させる。また、日常の教科指導や学級指導においても、道徳教育を横断的に実施し、子どもが生命や人権について自主的に考え、議論し、実践できる力を育成していく。

④ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・「児童会・生徒会活動」「P T A、地域と連携した体験活動」等、職業体験や地域諸団体が行う行事にボランティアとして参画し、体験活動を通じて他者への貢献できる人づくりを行う。

⑤ 生徒同士の絆づくり

- ・「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」などの特別活動や「縦割り活動」「部活動」等を通して生徒の主体的・自発的な活動をさらに推進する。また、集団生活や集団活動の楽しさや居場所を実感する中で、人間関係形成の力を育成し、集団の一員としての役割を担い責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につながる指導を進める。さらに、京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案・推進していく。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

① 日常の生徒に関する情報共有

- ・教職員が日常的に情報交換でき、あらゆる教育活動について、校内の組織が一体となって対応できる組織体制を構築する。また、生徒の心の内面まで理解するため、カウンセラーや保護者と連携し、長期的・継続的な視野に立った教育相談の充実に努める。さらに、日々の子どもたちの変化を敏感に察知し、見逃しのない観察力を教職員が身に着けていく。

② 生徒に対する定期的な調査と結果の検証及び組織的な対処

- ・日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を実施する。
- ・年2回（春と秋）実施される教育相談でのアンケート調査など、いじめを発見するための具体的な取り組みを定期的に実施する。
- ・保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。
- ・年度当初の開始時に生徒、保護者等に方針やいじめ対策委員会の存在および構成メンバーについて説明していく。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目の中に位置づけ、達成目標を設定し見える化を図る。

③ 新型コロナウイルス感染症に伴う心理的影響と対応措置

・休校措置解除後の生徒観察

再会を喜び、不安やストレス解消には、社会的な関りを確かめ合うことが有効であり、全体の中の個への複数観察を徹底する。

・正しい情報の共有

現在の行動制限が、世界的な感染を最小限抑制のために重要であり、デマを否定し中傷や差別意識の改善に努める。

・差別や攻撃への未然防止対策

地域や身近に感染者が出た場合や噂が拡散した場合、臆測での話等で、差別的に扱うことがないように複数観察の実践を行う。不安やストレスを溜めないような教育活動の実践を展開する。

・地域・保護者との積極的対話

配慮を要する生徒や事情を抱えている家庭においては、積極的対話を心掛け、虐待予防の観点から、関係機関との連携支援を積極的活用も視野に入れた体制を構築する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

- ・いじめに関する情報を教職員個人が抱え込まない
- ・いじめ対策委員会等の組織で情報の集約と共有
- ・組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む
- ・丁寧な事実確認・聴き取りの徹底
- ・いじめを受けた児童生徒の保護・支援
- ・いじめを行った児童生徒、保護者等への指導
- ・周囲の児童生徒への指導
- ・教育委員会への報告、警察との連携 等記載

☆ 学校における「いじめ対策組織」の役割とあり方

「いじめ」に対する校内の組織体制として、以下の三つの組織を有機的に機能させることにより、予防的措置や実際の解決策を講じていく。

未然防止のための中心的な組織

⇒学年会（各学年所属教職員）において、情報交換、情報共有、役割分担、対応策等を検討する。（月2回以上）

⇒生徒指導部会（管理職・教務主任・生徒指導部長・補導主任・学年主任・スクールカウンセラー）記名式いじめに関するアンケートやクラスマネジメントシートの実施時期及び実施方法について検討する。（学期1回程度）

早期発見・事案への対応のための中心的な組織

⇒「いじめ対策委員会」（管理職・生徒指導部長・補導主任・学年補導・養護教員・スクールカウンセラー、必要に応じてスクールソーシャルワーカー）いじめの発見、素早い対応、情報共有を図る。（週1回程度）

☆ いじめに対する措置

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講じる。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめ対応の基本的な流れ（※図 いじめの事案に対する組織的な対応の流れ 最終頁参照）

ア 正確な実態の把握

- 関係生徒から、同時に、個別に聞き取る。（複数の教師が組織的に対応）
- 周囲の生徒からも十分に聞き取りを行い、全体像を把握する。いじめがあった日時、場所、いじめの状況、いじめが行われた期間のみならず、加害生徒がいじめを行うに至った経緯や心情なども丁寧に聞き取る。

イ 指導体制と指導方針の協議・決定

- 管理職や生徒指導部長等への報告を迅速に行い、情報を共有する。
- 情報共有を基に、教職員間の連絡を行う。教育委員会への報告・連絡・相談を迅速に行い、連携して対応する。
- 指導の方向性については、管理職・生徒指導部・学年主任等で相談する。複数の教員で相談することで、多様な視点から状況を把握し、学校組織として適切な指導を行う。

ウ 生徒および保護者への指導・支援

- 当該生徒双方の心配や不安を取り除く指導と支援を行う。
- 当該生徒双方の保護者の気持ちを十分に考慮して、じっくりと話し合う。
- 特に「いじめを行った」生徒や周りの生徒たちに、相手の心の痛みを十分に理解させ、反省と謝罪の気持ちをもたせる指導を行う。
- いじめを行った生徒の保護者に十分な説明をし、生徒への指導の協力を求めていく。

③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ 携帯電話の校内持ち込みと使用の禁止へ徹底した取り組み
学校への持ち込みや校内での使用禁止については、保護者と連携して徹底して取り組む。
- ・ 非行防止教室による啓発
京都市教育委員会や京都府警察本部との連携の下、現職の警察官や警察官OBによる指導啓発を実施する。
- ・ ネットパトロールの利用
- ・ 京都市教育委員会が業務提携しているネットパトロール事業を使って、生徒の個人情報や他人の中傷や誹謗等の書き込みについて、実態把握と指導を行う。
- ・ 地域や家庭への啓発
情報モラルの育成など、学校とPTAや、地域生徒指導連絡協議会（地生連）の活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行う。
- ・ スマートフォン等のSNSを利用してのいじめへの対応
これらのいじめ事象は外部から見えにくい、匿名性が高いなどのため、生徒が行動に移しやすい傾向にある。またいじめに係る画像や動画等が拡散すると、消去するのが困難となるなどのちのちにまで大きな影響を受けることもある。これらのことから、上記の機会を捉えて、生徒や保護者にしっかりと伝え、理解してもらうよう学校として取り組んでいく。

④ いじめ解消の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ 「いじめ」問題を単なる生徒指導として捉え、対処療法的な問題解決で終わらせず、すべての生徒への継続的な指導や支援を、組織的に行う。
- ・ スクールカウンセラーなどを活用し、関係児童生徒の心のケアに当たる。
- ・ いじめの起こらない学校・学級経営を目指す。
- ・ いじめの解消については以下の2つの要件を示し、解消に至るまで必要な支援等を継続する。2つの要件とは以下（ア）（イ）のとおり。
 - （ア）いじめを受けた生徒への心理的または物理的な影響を与える行為が、少なくとも3ヶ月以上止んでいる。
 - （イ）いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ・ 上記の（ア）と（イ）がともに満たされたことで一定の解消と考えるが、期間は目安であり、被害・加害生徒の様子を含めて状況を正確に注視していくことが必要である。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ① 内 容 生徒理解やいじめ事案対処に関する校内研修を年間3回以上実施。
- ② 実施時期 5月、8月、12月、2月、3月に年間5回実施。
※後頁 「年間計画(予定)」を参照。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ① 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組について
ホームページ 学校だより 学年だより 等で随時発信する。また、学校運営協議会、PTA本部役員会、地域生徒指導連絡協議会（地生連）等で発信、啓発等を実施する。
- ② 京都府警察、児童相談所等との連携
いじめ認知直後に京都市教育委員会との連携はもとより、事案の内容によっては京都府警察、京都市児童相談所等、関係機関との連携を行い、早期解決に向けて取り組む。

5 重大事態への対処

- ① 基本的な考え方(定義)
 - ・ いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に、具体的な事案の様相から判断した上で、重大事態と捉え対応する。
- ② 重大事態が発生したときの対応
 - ・ いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査に係る事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

6 「いじめ」に対する相談窓口連絡先

☞いじめ相談 24時間ホットライン TEL (075) 351-7834

こどもの「いじめ」に関するなやみの相談電話。

(24時間いつでも、お話したいときに気軽に電話してください。)

7 年間計画(予定)

いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

(※コロナウイルス感染拡大防止による休校措置に伴い、一部年間計画には変更の可能性があります。)

	いじめ対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	<p>◆生徒指導委員会① 「いじめ防止基本方針」の策定 H31年度からの改定点について説明</p> <p>◇いじめ対策委員会①・② 「校内体制、組織的対応の共有について」 「生徒・保護者への周知について」</p> <p>■職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」</p> <p>□学年会 「生徒理解」「学年はじまりにおける学級の状況・集団の状況について情報共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級発起 ・全校集会でいじめについての講話 ・新入生を迎える会（中止） ・学級目標、学年目標の決定 ・（3年生）修学旅行（延期） ・（1年生）部活動仮入部・本入部（未定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度からのいじめ事案についての解決か継続かについての情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観（中止） ・教育課程説明会いじめ防止等について説明（延期） ・PTA総会（中止）
5	<p>◆校内研修会① 「生徒理解の全体共有」「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの確認」</p> <p>◇いじめ対策委員会③・④ 「現状把握と未然防止への取組確認」「クラスマネジメントシート実施に向けて」</p> <p>■職員会議 「いじめに関する生徒、不登校（傾向）生徒の情報共有」</p> <p>■学年会 「生徒、集団の状況について共通理解・情報共有」「いじめの素地がないかの点検」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間校長講話（中止） 「基本的尊重、人権を大切にする考え方、態度「いじめは人権侵害であること」 ・体育大会に向けての学級活動（話し合い活動）、事前と当日の係での活動（延期 or 中止） ・小中合同授業研修会（中学校主体）（未定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談事前アンケートの実施①（未定） ・一人一人に丁寧に対応する教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問週間（延期 or 中止） ・体育大会参観（延期 or 中止）

	◆いじめ対策委員会⑤・⑥ 「記名式いじめに関するアンケート」実施にむけて（時期、方法等の確認） 「実施結果の共有、組織的対応の点検」 ■職員会議 いじめに関する生徒、不登校（傾向）生徒の情報共有」 □学年会 「生徒、集団の状況について共通理解、情報共有」「いじめの素地がないかの点検」「気がかりな生徒の情報共有」	・第1回記名式いじめアンケートの実施 ・第1回クラスマネジメントシートの実施	・休日参観 (延期 or 中止) ・部活動保護者会（未定）
6	◆いじめ対策委員会⑦ ◇生徒指導委員会② 「夏季休業中の生活について」	・学年集会 ・1学期終業式 「夏休みを控えて」 ・夏休み学習会	・学期末個別懇談会 ・学校評価（外部）実施 ・地生連役員会
7	◆校内研修会② 「第1回クラスマネジメントシートの分析と組織的な対応策検討」 「自殺予防についての共通理解」 ◆いじめ対策委員会⑧ 「いじめ防止プログラムについての点検①」 □学年会 「生徒、集団の状況について共通理解、情報共有」「いじめの素地がないかの点検」「気がかりな生徒の情報共有」	・生徒会リーダー研修 「リーダーの役割」「フェスティバルに向けて」 ・全市子ども未来会議（子どもサミット） ・小中合同研修会	・夏休み明けの生徒の状況を学年で共有、組織的対応の検討
8	◆いじめ対策委員会⑨ 「第2回記名式いじめに関するアンケート」実施にむけて（第1回目を受けて時期、方法等の再確認、検討） 「第2回記名式いじめに関するアンケートの情報共有、組織対応」 □学年会 「合唱コンクール、春日丘フェスティバルに向けての取組共有」「生徒、集団の状況について共通理解、情報共有」「いじめの素地がないかの点検」「気がかりな生徒の情報共有」	・合唱コンクールに向けての取組 ・春日丘フェスティバルに向けての取組 ・学級活動の話し合い活動 ・地域に貢献する自己目標の設定	・第2回記名式いじめアンケートの実施 ・教育相談アンケートの実施
9	◆いじめ対策委員会⑩ 「第3回記名式いじめに関するアンケート」実施にむけて（第2回目を受けて時期、方法等の再確認、検討） 「第3回記名式いじめに関するアンケートの情報共有、組織対応」 □学年会 「合唱コンクール、春日丘フェスティバルに向けての取組共有」「生徒、集団の状況について共通理解、情報共有」「いじめの素地がないかの点検」「気がかりな生徒の情報共有」	・合唱コンクールに向けての取組 ・春日丘フェスティバルに向けての取組 ・学級活動の話し合い活動 ・地域に貢献する自己目標の設定	・学校運営協議会理事会 ・合唱コンクール

	<p>■職員会議 「教育相談事前アンケート」に向けて 「いじめに関する生徒、不登校（傾向） 生徒の情報共有」</p>			
10	<p>◇いじめ対策委員会⑩ 「第2回クラスマネジメントシート実施 に向けて」</p> <p>■職員会議 ← 「教育相談」の結果を受けての情報共有、 組織的対応</p> <p>□学年会 「教育相談を受けての情報共有」 必要に応じて組織的対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・春日丘フェスティバルの評価による自己有用感の高まり ・校外学習に向けての取組 ・教育相談週間② (3年生) 進路相談 		<ul style="list-style-type: none"> ・春日丘フェスティバルの保護者・地域住民の評価 ・学校運営協議会メンバー春日丘フェスティバル視察
11	<p>◇いじめ対策委員会⑪・⑫ 「年間取組の見直し、P D C Aサイクル や情報共有ルート設定の改善点等」</p> <p>■職員会議 「いじめに係る情報共有」 「不登校生徒状況報告」</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1・2年生) 校外学習 ・人権週間校長講話 「人権を大切にする態度、 いじめ問題について」 ・人権学習集中取組 (1年生) 身近な人権問題 でいじめ問題を取り上げる 障がいや障がい者について 学習 (2年生) 外国人に関わる 人権問題と共生社会に向 け学習 (3年生) 同和問題をはじ めとするあらゆる人権問題 について考えを深め、自 分の生き方を考える学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回クラスマネジメントシートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・進路保護者説明会 ・次年度入学説明会 ・家庭教育学級① (地生連)
12	<p>◇いじめ対策委員会⑬ 「いじめ防止プログラムの検討・見直し ②」</p> <p>「次年度方針案の検討」</p> <p>■職員会議・校内研修会③ 「第2回クラスマネジメントシート」情 報共有、分析と組織的対応</p> <p>「いじめに関する生徒、不登校（傾向） 生徒の情報共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業を控えて ・学年集会 		<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会

	「3年生進路希望に関する情報共有」 ◇生徒指導委員会③ 「冬休みを控えての留意事項確認」			
1	<p>◇いじめ対策委員会⑭・⑯ 「いじめに関する生徒の情報共有」 「2学期のいじめ案件の経過と結果の共有」「第3回記名式いじめアンケートの実施」 「第3回記名式いじめアンケート結果の情報共有・組織的対応」</p> <p>■職員会議 「第3回記名式いじめアンケート情報共有・組織的対応」</p> <p>□学年会 「第3回記名式いじめアンケート情報共有・組織的対応」</p> <p>■年間反省①（部会ごと）</p> <pre> graph TD A[「3年生進路希望に関する情報共有」 ◇生徒指導委員会③ 「冬休みを控えての留意事項確認」] --> B[「いじめに関する生徒の情報共有」 「2学期のいじめ案件の経過と結果の共有」「第3回記名式いじめアンケートの実施」 「第3回記名式いじめアンケート結果の情報共有・組織的対応」] B --> C[「第3回記名式いじめアンケート情報共有・組織的対応」] C --> D[「年間反省①（部会ごと）」] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中合同授業研修会（小学校主体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回記名式いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級②（地生連）
2	<p>◇いじめ対策委員会⑯・⑰ 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」</p> <p>■職員会議・校内研修会④ 「年間反省（全体会）①」 「今年度の反省と来年度への課題申し送り事項の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生に関する小中連携 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会理事会
3	<p>◇いじめ対策委員会⑰ 「いじめ防止プログラムの点検・見直し」 ③</p> <p>■職員会議・校内研修会④ 「年間反省（全体会）②」 「次年度いじめ防止基本方針案提示」 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 ・修了式 ・離任式 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式いじめアンケートの保管（5年間） ・クラスマネジメントシートデータの保管 	

<※図 いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>

